

宇都宮市広告事業の御案内（募集要項）

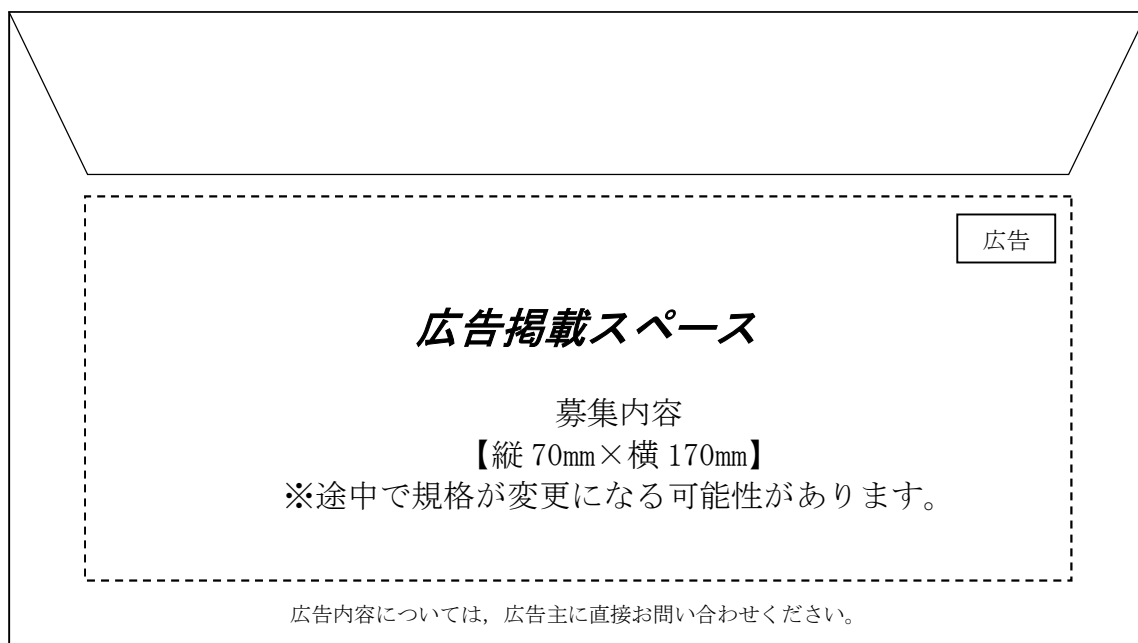
保育課業務で使用する「宇都宮市保育課業務送付用封筒」への広告を募集します！

1. 募集内容

広告媒体	最低入札価格	使用期間
保育業務送付用封筒裏面	60,720 円	令和9年1月1日から令和9年12月31日 ※ただし、期間内であっても印刷枚数すべての使用が完了したときは終了とします。

※最低入札価格は、消費税込みの金額です。

◎広告掲載封筒のイメージ



2. 応募手続

(1) 応募の締切日

令和8年9月30日（水）（必着）

(2) 提出物

- ① 申込書 宇都宮市保育課業務送付用封筒広告掲載申込書兼同意書（様式第1号）
- ② 見積書（消費税抜きの金額を記入してください。ただし、契約額は、見積金額に消費税を加えた額になります。）
- ③ 広告主の会社（組織）概要
- ④ 広告図案及び文面

(3) 提出場所

① 持参の場合

〔提出先〕 宇都宮市役所本庁舎 2 階 子ども部保育課 入所・給付グループ
(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし土・日曜日を除く)

② 郵送の場合

〔提出先〕 郵便番号 3 2 0 - 8 5 4 0

宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号 宇都宮市役所 子ども部保育課 宛

※注 郵送の場合は、簡易書留郵便で「広告事業申込書在中」と明記して送付してください。

(書留郵便以外は、受付できません。無効になります。)

3. 広告主の決定方法

(1) 決定方法

① 広告内容について、市の基準に基づき審査します。

② 審査を通過したものについて、広告媒体ごとに市が指定した最低入札価格を上回る最も高額な広告料の見積金額を提出された方を広告主として決定します。

なお、広告料の見積金額が同額の場合には、抽選で決定します。

(2) 結果の公表

応募者に対して文書で通知いたします。

決定(様式第 2 号) 不決定(様式第 3 号)

4. 掲載できない広告

詳細については、「宇都宮市広告事業実施要綱」、「宇都宮市広告事業掲載基準」、「宇都宮市保育課業務送付用封筒広告掲載取扱要領」を御覧ください。

5. 見積書の無効に関する事項

詳細については、「競争入札参加者心得」(令和 7 年度版)の「10. 無効とする入札」を御覧ください。

6. その他

- ・応募者は、「募集要項」、「宇都宮市広告事業実施要綱」、「宇都宮市広告事業掲載基準」、「宇都宮市保育課業務送付用封筒広告掲載取扱要領」、「仕様書」を熟読のうえ応募してください。
- ・広告料は、広告掲載についての入札であり、デザイン等の作成については、落札者が負担するものとします。
- ・広告主については、市税を完納していることを条件とします。
- ・応募者は、広告主の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。

問

〒320-8540

宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号

宇都宮市子ども部保育課入所・給付グループ

電話:028-632-2393 Fax:028-638-8941

e-mail:u33001500@city.utsunomiya.tochigi.jp